

個人情報保護法制の最新動向

編集にあたって

橋本誠志 | 徳島文理大学総合政策学部

2021年9月にデジタル社会形成基本法が施行された。この法律では、デジタル社会を「先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用」することで「創造的かつ活力ある発展」が可能な社会と定義している。そして、データの標準化やアクセシビリティの確保、人材の育成などこの法律に基づくデジタル社会の形成に関するさまざまな施策について定めている。その一環として、個人情報保護法制を構成する3本の法律の統合と地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定されることになり、また医療分野・学術分野の規制の統一が予定されている。

個人情報保護法制は2020年にも改正が行われており、これらの改正法が2022年から2023年にかけて施行を迎える。上述の2021年改正のほかに2020年改正（一部規定を除き2022年4月施行）では、平成27年（2015年）改正法附則に規定された3年ごとの見直しを受けて、「自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等」が図られている。デジタル社会を推進していく上で個人情報保護法制の動向がきわめて重要であることは間違いない。

特に2020年改正では、①イノベーション促進の観点から内部分析目的での利活用について開示や利用停止請求への対応が緩和された「仮名加工情報」の概念の導入、②提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される情報の

第三者提供での本人同意取得等の確認義務付け、③外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求め、外国にある第三者への個人データの提供制限を強化などがポイントとなっており、②などは従来の提供元基準の考え方をベースとした第三者提供がいわゆる「リクナビ事件」でCookieやIDの駆使による第三者提供の同意取得の回避が図られたことへの対応として導入されており、通常、ユーザと直接の接点を持つことが少ないDMP（Data Management Platform）運用事業者への影響は大きい。

本誌では過去にも、「差分プライバシー（小特集）」Vol.61, No.6（2020）や「パーソナルデータの利活用における技術および各国法制度の動向」Vol.55 No.12（2014）、そして「プライバシーを守ったITサービスの提供技術」Vol.54 No.11（2013）といったプライバシーや個人情報の問題をめぐるテーマを技術の視点、制度の視点をつなぐ形で特集してきた。そこで2020年個人情報保護法改正法の規定の多くが施行を迎える2022年4月に発行される本誌5月号で「個人情報保護法制の最新動向」に関する小特集を企画した。本小特集では個人情報保護法制の最新動向について、2020年改正法と2021年改正法でどのような改正がすでに行われ、また今後予定されているかについてポイントを押さえて解説する。また、情報技術に関する研究開発や情報の運用をめぐる観点からは特にAI開発をめぐって、パーソナルデータの保有主体とAI開発主体

が一致しないような場合のプライバシーに配慮した開発や利活用の在り方や個人情報を運用する事業者が破綻した場合の影響などの周辺課題も取り上げて、本分野の最先端を進む実務者ならびに研究者に執筆を依頼した。

「2020年個人情報保護法改正の概要と情報処理実務への影響」(板倉陽一郎)の著者は本分野の理論面のみならず、民間・行政実務の両面における第一人者であり、また、最新の海外動向に関する報告も頻繁にされている。単に2020年改正の内容解説にとどまらず、条文配列の対応への注意喚起などをもいただいております。本小特集を構成する上で同氏の解説は必読である。

「2021年個人情報保護法改正の概要」(小向太郎)の著者も本分野の理論面・実務面の両面における第一人者である。従来、個人情報の運用主体別に法制度が分かれていた個人情報保護法制は2021年デジタル社会形成基本法に基づき統合され、地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールの規定、ならびに医療分野・学術分野の規制の統一が予定されているが、こうした複雑な改正内容である2021年改正について平易に解説していただいた。

「個人情報保護法改正と学術研究への影響」(湯淺壘道)の著者は、これまでも個人情報保護法改正と学術研究への影響について論考を発表している。2021年個人情報保護法改正では医療分野・学術分野の規制の統一が予定されているが、本稿では、①従来の個人情報保護法制の構造とその問題点、②改正後の個人情報保護法制について、官民を通じた学術研究分野の規律と例外規定、安全管理措置、規律移行法人などの論点を中心に2021年個人情報保護法改

正が学術研究にもたらす影響について整理いただいた。会員にとっても有益で平易な解説となっていると思う。

「個人情報保護法改正とAI開発」(美馬正司)では、本誌の主な読者対象である情報技術の研究者・開発実務者の技術研究・開発に与える影響について、具体的トピックを念頭に解説をお願いした。本稿では、2020年の個人情報保護法改正がAI開発に与える影響について、パーソナルデータの保有主体とAIの開発主体は必ずしも一致しないような場合のプライバシーに配慮した適切な開発、利活用の在り方を整理いただいた。

「倒産処理と情報資産をめぐる規律」(橋本誠志)は本小特集エディタが担当した。個人情報保護法は、制定以来、個人情報を運用する事業者が破綻した際の法的規律について、事業譲渡のように事業とデータセットが一体となって移転する場合を第三者提供の適用除外とする規定以外は明確なルールを置いていない。コロナ禍で企業の事業基盤が不安定化する中で、ビッグ・データを運用する事業者の組織としての自律性が倒産により損なわれた場合のデータ保護法制の有効性や担い手の能力確保の問題など、倒産処理における情報資産、特に個人情報の取扱いに関する規律の現状の解説は情報運用実務者や研究開発担当者にも必須の知識であると考えたため本小特集に盛り込むこととした。

記事構成の上で、2020年改正と2021年改正については、別の章立てとして構成しているが、第1の記事でも触られているような条文配列への対応など早くも2022年4月から2021年改正の内容が問題となる規定もある。事業活動での情報処理の運用実務や情報技術の開発実務、学術研究などに携わる本誌読者の皆さんにとって、本小特集が有益なものになれば幸いである。

(2022年2月6日)

概要

1 2020年個人情報保護法改正の概要と情報処理実務への影響

基
般

板倉陽一郎 | ひかり総合法律事務所

2020年個人情報保護法改正は、いわゆる3年ごと見直しに基づく初の改正であり、①個人の権利の在り方、②事業者の守るべき責務の在り方、③事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥法の域外適用・越境移転の在り方のそれぞれの領域で比較的細かい改正項目を含んでいる。保有個人データの安全管理のために講じた措置が開示対象となった点や、外国にある第三者への提供の厳格化などは情報処理実務へも影響が大きい。

2 2021年個人情報保護法改正の概要

基
般

小向太郎 | 中央大学国際情報学部

2021年の個人情報保護法改正によって、我が国の個人情報保護制度は、官民一体型へと大きく枠組みの転換がなされることになった。この改正は、①官民一体ルールへの転換、②医療・学術分野の規制統一、③学術研究分野における規制の精緻化、④基本的な概念等の統一、を目指している。従来の行政機関や独立行政法人に対する規制を、個人情報保護法に統一することに主眼があり、行政機関の義務等については、改正前の行政機関個人情報保護法等の規定を引き継いでいるものも多い。ルールの具体的な内容については今後も検討が必要であり、そのためにも個人情報保護委員会の体制強化が不可欠である。

3 個人情報保護法改正と学術研究への影響

基
般

湯浅壘道 | 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科

令和4年施行および令和5年施行の個人情報保護法制全体の改正によって、学術研究にも影響が及ぶ。従来は学術研究に関しては個人情報の取扱いに関する安全管理義務の一律適用除外とされていたが、改正後は安全管理義務が適用され、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。また学術研究分野および医療分野については、官民を問わず原則として個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。

個人漏えい等が発生した場合の義務

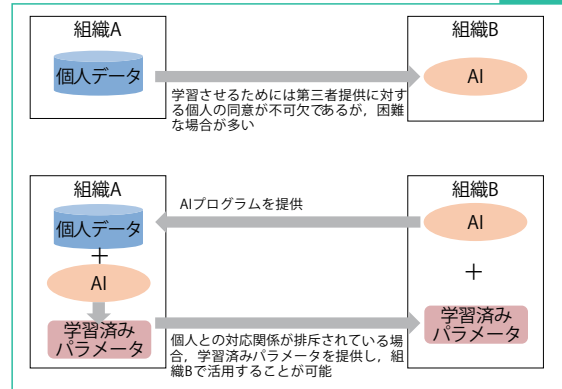
義務発生 ・下記のいずれかに該当した場合	対応	
	個人情報保護委員会への報告	本人への通知
①要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪歴など）が漏えいした場合	○	○
②財産的被害が発生する恐れがある場合	○	○
③不正アクセス等故意によるもの	○	○
④1,000人を超える漏えいが発生した場合	○	○
	概要	
	漏えいした項目	○
	漏えいした個人の数	○
	原因	○
	二次被害の恐れの有無と内容	○
	本人への対応の実施状況	○
	公表の実施状況	○
	再発防止措置	○
	その他参考となる情報	○

4 個人情報保護法改正と AI 開発

応
般

美馬正司 | (株) 日立コンサルティング / 慶應義塾大学政策・メディア研究科

2020年の個人情報保護法改正がAI開発に与える影響について、プライバシーワークショップにおける検討等を踏まえて概説する。パーソナルデータの保有主体とAIの開発主体は必ずしも一致しない。このような場合にプライバシーに配慮した適切な開発、利活用がどのようなべきか整理する。また、連合学習のようなプライバシーを保護しつつAIの学習を実現する新たな技術と現行の制度の関係性についても考察を行う。



5 倒産処理と情報資産をめぐる規律

応
般

橋本誠志 | 徳島文理大学総合政策学部

今日、人に関するさまざまな情報がセンシングされ、ビッグ・データとして保存・利活用されるようになっている。こうしたデータについて、我々はその運用者が永続することがさも当然かのように捉えがちである。ビッグ・データ運用事業者が倒産し、組織としての実体なくなってしまう場合に運用されていたデータがどう扱われるかを十分に意識しているだろうか。現在、データ保護について定めたさまざまな法制度が存在するが、事業者が破産により、組織の自律性を失った場合にまでこうした法制度は機能するのか、また手続の担い手の能力は確保されているのか。本稿では、倒産手続における情報資産の規律をめぐる現状を概説する。